

『賃上げを実施する企業に対する税制上の優遇措置を知りたい』

所得拡大促進税制

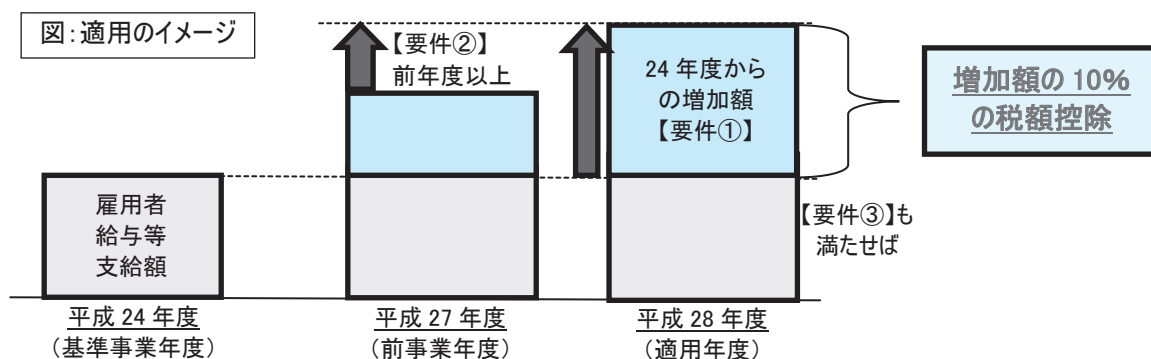
従業員への給与等の支給額を基準事業年度から一定割合以上増加させた場合、増加額の10%を法人税等から税額控除できます。

対象となる方

適用要件を満たす、青色申告を行う全ての法人・個人事業主が所得拡大促進税制を利用することができます。(業種による制限はありません。)

支援内容

基準事業年度から一定割合以上、雇用者給与等支給額(国内雇用者に対する給与等の支給額の総額)を増加させる等の要件を満たした場合、増加の10%を法人税(個人の場合は所得税)から税額控除できます。(上限は法人税額の10%(中小企業者等は20%))



ご利用方法

制度利用に際して、**事前申請は必要ありません**。確定申告の際、申告書に明細書を添付してください。明細書は、次ページ記載の当省ホームページよりダウンロード可能です。

適用要件

ご利用にあたっては、下記の3つの要件を全て満たす必要があります。

○まず、「適用年度」、「基準事業年度」、「前事業年度」の3つの事業年度について確認します。

- ・ 適用年度……実際に税制の適用を検討している事業年度をいいます。
- ・ 基準事業年度……平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度直前の事業年度をいいます(基準事業年度は、適用1年目でも、2年目以降でも、また適用3年目に初めて利用する場合も変わりません)。
- ・ 前事業年度……適用年度開始の日の前日を含む事業年度をいいます。

＜要件①＞雇用者給与等支給額が基準事業年度より一定割合以上増加していること。

「雇用者給与等支給額」とは、適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される「国内雇用者」(役員及びその特殊関係者を除いた、当該法人の国内の事業所に勤務する全ての雇用者)に対する「給与等」の支給額を指します。適用年度の雇用者給与等支給額が、基準事業年度の雇用者給与等支給額(「基準雇用者給与等支給額」といいます)と比較して一定割合(※1)以上増えていることを確認します。

※1 各事業年度で必要となる増加割合

事業年度	増加要件(カッコ内は中小企業者)
平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度	2%(2%)
平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度	2%(2%)
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	3%(3%)
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度	4%(3%)
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度	5%(3%)

<要件②>適用年度の雇用者給与等支給額が前事業年度以上であること。

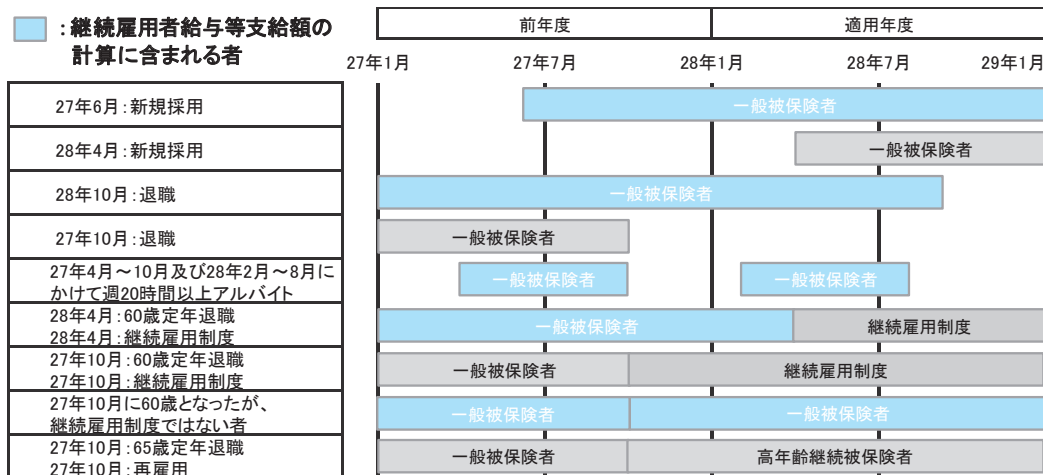
「雇用者給与等支給額」が、前事業年度に計算上損金の額に算入される「国内雇用者」に対する「給与等」の支給額(「比較雇用者給与等支給額」といいます)以上であることを確認します。

<要件③>平均給与等支給額が前事業年度を上回っていること。

「平均給与等支給額」を計算するには、まず、雇用者給与等支給額のうち、雇用保険法の一般被保険者である継続雇用者(適用年度と前事業年度において給与等の支給がある国内雇用者)に係る金額の合計を、適用年度と前事業年度でそれぞれ計算します。その額から、高年齢者雇用安定法に基づく「継続雇用制度」の対象者に支給された給与等を引いた額を算出します(「継続雇用者給与等支給額」といいます)。

次に、各月ごとの給与等の支給の対象となる「月別支給対象者数」(継続雇用者給与等支給額にかかる継続雇用者の数)を数えます。同一の継続雇用者が、同一月に2回以上の給与や賞与等の支給を受けた場合は、その月のその継続雇用者は1人と数えます。

最後に「継続雇用者給与等支給額」を「月別支給対象者数」で割り、前事業年度と適用年度の「平均給与等支給額」を算出します。そして適用年度の平均給与等支給額が前事業年度を上回っていることを確認します。



上記3つの要件を全て満たした場合、「支援内容」に記載した税額控除を受けられます。

経済産業省のホームページでより詳しい解説をご確認いただけます。

※申請に必要な明細書及び当税制の解説パンフレット等を掲載しております。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.htm>

お問い合わせ先

【最寄の経済産業局】

- ・北海道経済産業局
- ・東北経済産業局
- ・関東経済産業局
- ・中部経済産業局
- ・中部経済産業局 北陸支局
- ・近畿経済産業局
- ・中国経済産業局
- ・四国経済産業局
- ・九州経済産業局
- ・沖縄総合事務局

- 地域経済課 :011-709-1782
- 地域経済課 :022-221-4876
- 産業人材政策課 :048-600-0358
- 地域人材政策室 :052-951-2731
- 地域経済課 :076-432-5518
- 地域経済課 :06-6966-6011
- 地域経済課 :082-224-5684
- 地域経済課 :087-811-8513
- 産業人材政策課 :092-482-5504
- 地域経済課 :098-866-1730

【経済産業省】

- ・経済産業政策局 産業人材政策室 :03-3501-2259